

法改正前最後の講習！

(改正)石綿障害予防規則に対応

主催／東建従 労安・賃金対策部
講習実施団体／日本環境衛生センター

第4回(一般)建築物石綿含有建材調査者資格講習

(一般)とは？…ほぼすべての建物で利用できる資格です

2023年10月以降、解体・改修工事を行うためには必須となる石綿事前調査資格の講習会です。
全国で開催即定員満了が続く本資格講習を東建従独自開催として、組合員限定で紹介します。

日時

令和5年8月5日(土)～6日(日)いずれも9時30分～18時

★2日間講習。2日目の最後に80分の試験があります。

★試験に通らなかった方は、後日再試験となります。

(再試験には費用が5,500円かかります)

★合否結果通知は2か月ほどかかります。

場所

東建従会館 ※駐車場有。ただし、駐車台数には限りがあります。

受講料

45,100円(テキスト代、試験代を含む)

受講資格

①石綿作業主任者技能講習を修了した者

①か②の
いずれか

②建築に関する実務経験11年以上

※その他(事務所に直接TELにてお問合せください)



解体工事には特に必須の資格です

※《実務経験》を証明する場合は次のいずれかの書類のコピーが必要です。

建設業許可証、開業届、解体業許可証、労災加入証明、11年分の確定申告書(建設業種が書いてあること)

※1 石綿作業主任者をお持ちの方は、その1点で受講できます。

※2 実務経験を証明する書類がない方は、石綿作業主任者をお取りいただく必要があります。

申込方法

仮申し込み書に必要事項を記入の上FAX、又は電話にてお申し込みください。

★お申し込みいただいた方には、正式な申込書と受講料の請求をお送りします。

定員

30名

締切

令和5年7月24日(月)

(定員になり次第締め切ります)

特典

東建従では、合格者に向けた調査実習(希望制)まで行っております。

お問い合わせ

東京建設従業員組合 労働安全・賃金対策部 担当:岡本・榎谷

TEL:(03)3689-3191 FAX:(03)3689-3199 E-mail: info@tokenjyu.or.jp

(一般)建築物石綿含有建材調査者資格講習 受講仮申込書

TEL

FAX

携帯

住所

E-mail【必須】

フリガナ	受講資格の確認(いずれかに○)
受講者名	①石綿作業主任者技能講習終了者 ・ ②建築の実務経験

ご記入いただいた情報は、資格講習会の管理、東建従からの各種連絡・情報提供以外には利用しません

石綿障害予防規則が改正

ご存知 でしたか？



**解体・改修工事に伴う
「アスベスト飛散防止対策」
がより厳しくなります。**

新たな
規制内容は？

工事にとりかかれない？

どんな対策が
必要なの？

《改正内容》

- ① 税込100万円以上の改修工事、又は
 - ② 解体部分が80㎡以上の解体工事、が対象。
 - 2021年4月より、対象工事のアスベスト含有
「事前調査」と、結果の「揭示」が義務化。
 - 2022年4月より、事前調査結果の
「届け出」が義務化。
 - 2023年10月より、事前調査に
『建築物石綿含有建材調査者』の資格が必要に。
- 【注】 違反すると直接罰が科せられます。

アスベスト対策の
必須資格

**建築物石綿含有
建材調査者**

申込者殺到で予約が
取れない本講習会
(第4回)が**東建従で
開催決定!**

詳しくは
裏面参照。



詳しくは組合までご相談ください。

TEL 03-3689-3191 URL <https://www.tokenjyu.or.jp/>

東京建設従業員組合
労働安全・賃金対策部